

第6日 (平成12年9月19日 午後4時52分開議)

●一般質問 (答弁)

斉藤守議員 (保健福祉部長・財政部長・福祉サービス部長・財政部長)

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 それでは、質問をさせていただきたいと思います。

議会活動も1年が過ぎまして、この間何度か質問させていただいたわけですが、どうもこの質問というのが、難しいなと思いながらやっているわけです。市民に対する行政のサービスを今行っているやり方よりも、こうした方がいいですよとか、あるいはああした方がいいですよというふうに提案するのに、その議論の仕方が質問という形をとるのが、どうも慣れないわけで、普通の団体や企業の会議の手法とちょっと違うなというふうに感じながら行っております。

さて、これまで私の質問は、教育問題、とりわけ家庭教育を中心に大上段に振りかぶって、私の物の見方、考え方を行政を行う人たちに理解していただき、政策の中に反映させていただこうと思って大きな枠組みから話をさせていただいたわけですが、個人的には理解をいただいても、縦割り行政の中で、政策に反映させるのはなかなか難しいなというふうに思っております。今回は、手法をちょっと変えまして、千里の道も一歩からと言いますので、小さな具体的な問題に絞って質問をさせていただきたいと思います。

まず、4月から始まった介護保険のサービスについてです。

ご存じのように、介護保険のサービスには、いろんな種類があるわけですが、そのほとんどが、利用者はサービスを受けたときに事業者料金の1割を支払い、残りの9割は事業者が保険者である市に請求するという形をとっています。しかし、まず10割を利用者が業者に支払って、その後に利用者本人が保険に請求しなければならない償還払い方式が2つ、3つあります。

1つは、ショートステイなど短期入所特例措置における償還払いによる保険給付でしたが、これについては、船橋市は6月あるいは7月ですか、特例短期入所サービス事業者を定めることによって、受領委任方式による保険給付費を事業者に直接支払うということで、利用者負担が1割のみで済む、1割のみでサービスを利用できるようになりました。

あと2つ残っているのが、介護機器購入と住宅改修です。

これについては、全国ほとんどの市町村が償還払いによる方式をとっているのですが、なぜこの2つのサービスだけ受託委任方式をとれないのでしょうか。

介護機器購入サービスを受ける人は大概病院から退院して自宅に戻ってきたときに1度

に必要になって購入するケースが多いようです。ポータブルトイレや腰かけ便座、特殊尿器、お風呂で使うシャワーチェアやあるいは手すり、簡易浴槽、移動用リフトのつり具などです。保険の利用上限は10万円までですが、退院の一時金を支払ったと同時にまとまったお金が出ていくわけで、負担は大きいと思うわけです。また、請求手続も自分でやらなければならないわけで、大変なわけで、ぜひ受託委任方式を取り入れていただきたいと思います。ご回答をお願いいたします。

また、介護保険のサービスを提供する事業者の中で、介護ということについて、何の資格も知識も必要としていない事業が2つあります。

居宅介護支援事業者を初め、施設介護事業も居宅介護事業も県の厳しい審査を受けて指定事業者となるわけですけれども、しかし、介護機器販売と住宅改修事業は、だれでもできるわけです。機器については、まちの至るところで購入できるという点ではよいのでしょうけれども、住宅改修はトラブルの原因になるのかなあというふうを感じるわけです。

例えば、一般的には病院から退院して、自宅の廊下やトイレ、ふろ場に手すりをつけましょう、あるいは段差をなくして、浴槽を取りかえましょうというふうになるわけです。そうしますと、ケアマネージャは、お年寄りの背の高さや握力なども考えて、このくらいの太さで壁のこのくらいの高さに取り付けましょうというふうな話になるわけですけれども、しかし住宅の構造の知識がないわけですから、壁のしんが裏側にある柱の部分ですね、どこにあるかわかりません。一方、工事をする大工さんは、近所の大工さんでもあるいは電話帳で探したリフォーム屋さんでもよいわけです。右手が不自由ならば壁の部屋のどこにどういう手すりをつければよいか。あるいは左半身が不自由であったら、お風呂に入るときはどういう格好で入るのか。あるいは手すりの太さはどうしたらいいのか、あるいは高さは、というふうな知識はありません。ケアマネージャが現場で指揮をとればよいのですが、そこまでの義務はありませんし、いわんや住宅改修についてのケアプランについては無報酬です。気持ちはあっても、現実には不可能です。

また、手すりなどは利用者の全体重がかかることもあるわけで、それなりの強度が求められるわけです。万一、その強度が原因でけがなどをさせてしまった場合、賠償能力なども考えておかなければならないでしょう。

解決の方法は1つしかありません。改修業者に十分な知識を持ってもらうことです。全国的に行っている例は知らないんですけれども、船橋方式として、下水道工事の指定事業者とまではいかないまでも、講習を受けてもらって終了証を発行する、あるいは推奨事業者や受講済み事業者リストなどを利用者に発行するのもよいでしょう。あるいは、介護保険指定事業者制度に準拠した方法で、市の事業者登録を行うというのも1つの考えかだと思います。登録料として、有償で講習をやって費用を捻出するのも1つの方法だろうと思います。

市では、高齢者の住宅改造に500万円の無利息融資や、所得税非課税世帯の50万円の改造

費用の助成も行っているわけです。これらは、事前申請制をとっているわけですが、介護保険は事後請求でよいわけです。この辺の混乱も、事業者にきちんとした知識を持ってもらうことで解決するのではないのでしょうか。

また、受託委任方式を採用することにより、事業者が直接保険者に請求することで、1時的とはいえ利用者の負担軽減につながると思います。ぜひ、ご見解をお聞かせください。

次に、競争入札について質問させていただきます。

一般競争入札の予定価格の事前公表制の問題については、先番議員が質問しておりましたし、まだ始まったばかりで、その動向を判断するには早いのかなというふうに思いますので、本格的な質問は次回以降に行いたいと思います。しかしながら、この事前公表制を取り入れたのも、競争原理を生かすことによって、事業者からより安くサービスを提供してもらおうという目的だろうと思います。

競争入札や随意契約においても、市は随分努力して経費節減に当たっていると伺っております。今回は、その制度とどのような努力が行われているかをお教えいただければと思います。

次に、通告3つ目の子育て支援センターについてご質問をさせていただきます。

先番議員——きょうは最終日、最後から2人目ですので、先番議員がうる聞いていらっしやいました。重ならないように、私自身の思いをお話させていただきたいと思います。

今議会に条例案として子育て支援センターの設置が上程され、10月1日にはいよいよオープンということで、大変私も期待している1人であります。

核家族化や都市化によって、家庭や地域の子育て機能が低下している中で、本市の子育て支援センターでは、育児に悩む方々の相談業務、子育て支援の情報提供、さまざまな学習の場の提供、地域の子育て活動に対する教育支援など、多くの事業を予定していると伺っております。また、保健・福祉・教育の各部・各課が枠組みを超えて連絡調整委員会を設置されたということで、まず第1歩として評価したいと思います。しかしながら、子育てと教育をトータルに考える場を、先ほどの議員さんの答弁にもありましたように、早急に考えていただければと思います。これは要望といたします。

そこで、2つの点について提案をして、ご所見を伺いたいと思います。

まず、ここに川村学園女子大学の大学院に通っている細井香さんが、船橋市内の保育園に子供を通わせている親たちに行った貴重なアンケートがございます。「子育てやしつけなど家庭教育に関する学習行動調査」という表題なんですけれども、保育園に子供を通わせる親——父親・母親合わせて2,000人弱の人に答えてもらった結果です。

このアンケートの中から集計したもので、「しつけや家庭教育に関する学習を行ったことがありますか」という問いに対して、父母合わせての数字ですけれども、「ある」と答えている人が35%、「ない」が65%です。また、「学習を行いたいか」という質問に対しては、「ぜひ」という答え、「行いたい」という弱い答え、その2つ合わせて「学習意欲がある」というふうに枠組みをくくったんですけれども、「学習意欲がある」というのが50.5%、「どちらとも言えない」が29.5%、「学習意欲がない」が20%です。これは、父親・母親両方合わせての数字ですので、そのように聞いてもらいたいと思うんです。

また、初めて子供を——第1子ですね——保育園に通わせている親に限定して、その中から数字を拾いますと、「学習したことがある」が19.6%、「学習したことがない」が80.4%です。この人たちの学習意欲は、「学習意欲がある」が62.4%、「ない」が11.7%です。これを母親のみに限定すると、90%近い人が学習したいという意欲を持っております。このことからわかるように、大勢の親たちが学習意欲はあるけれども、実際には学習の場を持っていないということがわかります。

次に、学習したことがあるという人に、学習を行った場所について聞いてみると、自宅が63%、これは本とかテレビとか、そういうもののようです。それから、保健所が46%、保育園が29%です。一方、その人たちが「希望する学習場所はどこですか」というふうに聞いてみますと、保育園が61%、自宅や友人宅が49%、小学校が41%となっています。

この調査からおわかりのように、身近な保育園など、子育ての勉強をしたいという希望を持っているわけですが、実際には自宅で本やテレビを参考にして、1人で子育てしているというのが現状かなというふうに伺われます。

今度、社会教育課が希望団体に対して出前講座を行うそうですけれども、子育て支援センターも相談業務を中心に据えるのではなくて、保育園・幼稚園・小学校等、地域にある施設を利用して、近い施設を利用して、ベテランの講師を派遣して、乳幼児を持つ親に対する子育て教室のようなものを中心に据えて、そこから出てくる相談業務を受け付けるようにしていったらいかがでしょうか。

2つ目に、その内容についてです。

昨今のマスコミをにぎわせている学級崩壊あるいは青少年の非行、あるいは残虐な犯罪などを聞くにつけて、幼児期の子供に対する親のしつけの重要性を痛感しております。しっかりしたしつけを受けていない子供が成長して親になり、その親の子供がまた親になるという再生産のリングをどこかで断ち切らなければならないだろうと思っております。

また、先ほどのアンケートにおいても、「子育てについて困っていることや問題点は何ですか」という質問に対して、1位は食事のことで45%ですが、2位はしつけ・しかり方で41.5%です。船橋市の子育て支援センターを充実させるためには、単に育児の相談業務や育児技術の指導だけでなく、親としてのあり方などを含めた、親が親になるための学びの場の提供がぜひとも必要になってくると思っております。ご所見をお願いいたします。

以上で、第1問といたします。

[保健福祉部長登壇]

●保健福祉部長（湯浅英雄） 介護保険について、ご答弁申し上げます。

まず、福祉用具の購入費や住宅改修費を受領委任方式にならないかとの質問でございますが、ご質問者おっしゃるとおり、償還払い方式が原則であります。したがって、利用者は一時的には全額を負担することになりますし、その後償還払いの申請も行うなど、多少ご不便をおかけすることとなりますことから、受領委任方式も考えられるわけですが、この方式をとるには、まだ幾つかのクリアしなくちゃならないことがございます。今後、実施の方向で検討させていただきたいと思っております。

次に、住宅改修事業者の講習につきましてでございますが、実は、この事業につきましては、昨年の11月に国が打ち出しました幾つかの事業のうちの1つでございます。ちょうど予算編成時でもございましたので検討をいたしました、やはりこれも幾つかのクリアすべきことがまだあります。そういうことから、このことは利用者と事業者とのトラブルを避けるためにも必要な事業と私ども考えておりますので、今後前向きにやはり検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[財政部長登壇]

●財政部長（織戸雅夫） 競争入札に関するご質問に、お答えいたします。

まず、入札制度につきましては、競争性や透明性を高めるために、平成10年度から入札や契約につきまして制度の改善を行ってきております。

主な内容といたしましては、平成5年度から試行という形で実施しておりました一般競争入札を、設計金額1億円以上の工事を対象に一般競争入札を全面的に取り入れて実施することにいたしました。また、入札の競争性を高め、あわせて適正な工事施工の確保を図るために、一定規模以上の大きな工事につきまして、低入札価格調査制度を導入することにいたしました。それから、低い金額で入札に応じた場合、最低制限価格以下でありますと失格することになってしまいますけれども、従来は最低制限価格の設定率を75%ないし85%であったものを、それぞれ5%ずつ引き下げまして、70%ないし80%と低い率に変更いたしました。それから、公表しておりませんでした入札予定価格を事後に公表を行うことにいたしました。また、平成12年6月からはさらに進めまして、一部の大きな工事につきまして、事後公表（後刻「事前公表」と訂正）を試験的に実施しております。それから、前払いの支払いができます工事を1000万円以上の工事に限定しておりましたけれども、中小の建設業者の資金繰りが厳しくなっているということを考えまして、これを500万円以上の工事でも前払いが

できるように拡大するとともに、前払い金の支払い——工事費の支払い率ですね、この支払い率も30%から40%に引き上げ、ふやしております。また、いろいろな指名基準、運用基準なども公表しておりませんでしたけれども、これは透明性を高めるという意味で、公表することにいたしました。このように、入札制度の改善は、できるだけことは我々としてはしてきております。

また、随意契約のあり方につきましては、物品購入や委託契約を行う場合、購入物品をなるべく特定しないようにするとか、入札条件の見直しを行いまして、可能な限り競争入札により発注するよう、努めてきているところでございます。

今後も一層改善を行いまして、競争性や透明性を高め、あわせて経費の削減を図ってまいります。

[福祉サービス部長登壇]

●福祉サービス部長（海老根幸男） ご質問の子育て支援センターについて、お答えいたします。

子育て支援センターでございますが、本市の子育て支援事業の拠点施設と考えておりますので、本施設でさまざまな事業を実施をすることはもちろんのことですが、本センターが核となりまして、保育園、児童ホームなどの公共施設等を利用して、相談業務、講演会、研修会などの子育て支援事業を実施をしていく予定でございます。

子育て支援を推し進めるために、町会や子育て団体などから要望がある場合には、乳幼児に関して造詣の深い講師を公共施設等に派遣して、研修会を開催していく方向で検討していきたいと考えております。

また、子育て支援センターは、いわゆる子育てをする親の勉強の場でもありますので、子供に接する親としてのあり方や家庭教育のあり方などを学べるようなものにつきましても検討をしております。

以上でございます。

[財政部長登壇]

●財政部長（織戸雅夫） 先ほど、私の答弁の中で事後公表を12年6月からしていると言っ  
てしまいました。これ、事前公表の間違いでございますので、訂正させていただきます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 介護保険についてですけれども、介護保険課並びに福祉サービス部等は、  
（予定時間終了5分前の合図）今一番忙しい部署だろうと思います。新しく何かをするというのは非常に大変だろうとは思いますが、ぜひ受託委任方式あるいは事業者の講習等を行っていただければと思います。

受託委任方式にすることによって、これは利用者だけが助かるわけではなくて、例えば、今だったら役所に来て、書類を利用者本人がもらって、自分でわからないながら書いて、写真をつけて課に出すわけですが、不備な書類があったりするわけです。これを事業者が請求書類を持たせて、それでやるということで、役所の仕事の効率化にもつながるわけで、ぜひ早い時期に採用していただければと思います。

それから、子育て支援センターについてですけれども、私も議員をやらせていただく前にPTAのお手伝い等をさせていただいた中で、よく学校の先生たちと話したときに聞かれるのが、例えば中学校の先生は、ことしの子供たちは小学校の教え方の問題なんだろう、落ち着きがないとか、あるいは小学校の先生は、幼稚園を卒業してきた子と保育園から来た子では、入学時にレベルの差があるので、教室がまとまらないとか、そういった不平というんですか、不満というんですか、そういった話を耳にすることはあります。

どちらの先生もよく言うことは、家庭の教育がなっていないというふうなことを言うわけなんですけれども、人に押し付けるのではなくて、行政と家庭が協力しあって、よい子を育てていきたいと思っています。

あと3分ございますけれども、鳩山由紀夫さんと並川英太さんが対談をされて書かれた本から、ちょっと引用して質問を終わりたいと思います。

いま、家庭においては、親が子どもに対して、人が人として育つために必要な5大要素の確立をさせるという責任に目覚めるべきです。まず、0歳から2歳くらいまでの間に、母性から吸収させる「基本的信頼感」。これが得られて4歳くらいまでの幼児前期に、「自律心」という我慢することを覚える。次に7歳くらいまでの幼児後期、集団の中で積極的にやっつけていける「自発心」を持つ。これらが培われて、小学校期には、誠実さや正直、努力、熱意などの「勤勉性」を身につける。さらに醸成されて青年期、もっとも獲得しなくてはならない能力である自己存在の認識、「アイデンティティーの確立」がなされる。この5つが確立されて、初めて、人間はアリストテレスが言う「社会的存在」になることができるのです。そしてこの社会的存在にまで育て上げるのが、親や教育者の使命であり、責任であると、私は言いたいのです。

というふうに、並川さんは言っているわけですが、先ほども申し上げましたけれども、戦後教育がつくり上げてきた過ちの再生産のリングを、ぜひ皆さんの協力の力で断ち切っていきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。